有料老人木一厶重要事項説明書

	施設名				トラ	ストガー	-デン本郷	
	定員・室数			118	人・	118	 室	
有米	料老人ホームの類型・表示	事項						
類		:	型			介護付	计(一般型)	
サ	付 登 録 の	有	無				無	
居	住 の 権 利	形	態			利。	用権方式	
利	用料の支	払方:	式			選		
入	居時の	要	件			混合型	(自立含む)	
介	護保険の	利	用		特定的	· 也設入居者		-般型)
居	室区		分				 ≧員1人	
介	護に関わる職	員 体	制			2	: 1以上	
1	事業主体							
			ì	法人等の種	別		営利	法人
名		,	- ko	フリカ゛ナ			カフ゛シキカ゛イシャハ・	
			-	名 称 451.001	-0	構	式会社ハイメ	゚ <i>゙</i> ゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゚゚゙ヹ゚゚゚゠゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙
主	たる事務所の	所 在:	地-	= 151−00!		如此公区/	七々木4丁目:	2.6来1.0旦
				 電 話 番		即汉谷区1		354-6081
連	絡		先上					
-1-	<u> </u>			ファックス番	方	/		354-6085
ポー代	ム ペ 表 者 職		ジ 名	役職名 代表耳		https://	/www.himedic. 氏名 伏 身	co.jp/
設			口 日	汉顺石 11004	X 小巾 1又 1工 1文	亚	成4年9月29日	
主	 な 事		<u>-</u> 等	 (介護予防)特	定施設入民			
			_				<u> </u>	
事第	業主体が東京都内で実施する	介護保険制度	度に	こよる指定介護は	ナービス			
	介護サービスの	·種類		箇所数	主力	な事業所の)名称	所在地
< 扂	⊰宅サービス> ┏━━━━				<u> </u>		Ī	
	訪問介護			なし				
	訪問入浴介護			なし				
	訪問看護			1	ハイメディッ	ック訪問看詞	隻ステーション	東京都文京区向丘2-2-6
	訪問リハビリテーション			なし				
	居宅療養管理指導			なし				
	通所介護			なし				
	通所リハビリテーション			なし				
*	短期入所生活介護			なし				
	短期入所療養介護			なし				
	特定施設入居者生活介護			10	トラス	トガーデン	ノ用賀の杜	東京都世田谷区用賀1-3-1
	福祉用具貸与			なし				
	特定福祉用具販売			なし				
< 封	也域密着型サービス> 			<u> </u>	<u> </u>			
	定期巡回・随時訪問介護・看	護		なし				
	夜間対応型訪問介護			なし				
	地域密着型通所介護			なし				
	認知症対応型通所介護			なし				
	小規模多機能型居宅介護			なし				
	認知症対応型共同生活介護	V- A -21:		なし	ļ			
	地域密着型特定施設入居者生			なし				
	地域密着型介護老人福祉施設	[‡] 入所者生活介	護	なし				

	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし							
居宅		なし							
<居	宅介護予防サービス>		· ·						
	介護予防訪問入浴介護	なし							
	介護予防訪問看護	1	ハイメディック訪問看護ステーション 東京都文京区向丘	2-2-6					
	介護予防訪問リハビリテーション	なし							
	介護予防居宅療養管理指導	なし							
	介護予防通所リハビリテーション	なし							
	介護予防短期入所生活介護	なし							
		なし							
	┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	10	トラストガーデン用賀の杜東京都世田谷区用	 賀1−3−1					
		なし							
		なし							
<地	□ 域密着型介護予防サービス>		!						
	介護予防認知症対応型通所介護	なし							
		なし							
	介護予防認知症対応型共同生活介護	なし							
介護	予防支援	なし							
_	護保険施設>								
	介護老人福祉施設	なし							
	介護老人保健施設	なし							
	介護療養型医療施設	なし							
	介護医療院	なし							
2									
	事業所概要 	リカ゛ナ	 トラストカ゛ーテ゛ンホンコ゛ウ						
名	************************************	称	トラストガーデン本郷						
	 -	113-00							
所	在 地 一		 東京都文京区向丘2-2-6						
\	電	話 番 号 03-5805-7420							
連	8 先 <mark>せ</mark> フ	アックス番	等号 03-3818-5730						
ホ	ー ム ペ ー ジ		http://www.trustgarden.jp						
介	護保険事業所番号		第1370503649号						
管	理者職氏名	り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	氏名 山﨑 みさほ						
事	業 開 始 年 月 日		令和4年7月1日						
届	出 年 月 日		令 和 4 年 5 月 31 日						
届	出上の開設年月日		令 和 4 年 7 月 1 日						
	特定施設入居者生活介護 ——	規指定年月日							
	指	定の有効期間							
		規指定年月日							
符正	施設入居者生活介護指	定の有効期間	令 和 10 年 6 月 30 日 まで						
事	業所へのアクセス東	京メトロ南北	線「東大前」1番出口から60m(徒歩1分)						
施設	・設備等の状況								
畫4	, in the	権利形態	ー 抵当権 あり						
敷	地	面 積 3,	549. 42 m²						
	<u></u> †	権利形態	賃貸借 抵当権 あり						
	3		119.59 ㎡ うち有料老人ホーム分 6,228.52 ㎡						
		竣工日	平 成 16 年 8 月 9 日						
建	物 『	r 皆数 ↓		階					
		<u></u>	ち有料老人ホーム分 地上 4 階 地下 0						
			建築物 建築物用途区分	` `					
1	■ 1 升	并設施設等	なし ()					

<i>IT.</i>	41)	<i>t</i> III.		4.1		Lor		7 to 11 to		- 多	2約期間	平	7成1	6年8月	31日	\sim		 令和36₫	≢5月30日	1
賃	貸	借	契	約	0)	概	要	建物	ן ני	É	自動更新	f あり	J							
								階	定	員	室数					面	責			
								2階	1	人	44		1	8. 6	m²	\sim		22. 8	m²	
居							室	3階	1	人	39		1	8. 6	m²	\sim		22. 8	m²	
冶							王	4階	1	人	35		1	8. 6	m²	\sim		22. 8	m²	
															m²	\sim			m²	
															m²	\sim			m²	
								階	定	員	室数					面	漬			
_	眊	Ê	介		該	支	室								m²	\sim			m²	
															m²	\sim			m²	
									_	所		全室あり								
									洗	面		全室あり	り							
									浴	室		なし								
居	室	内	0)	設	備	等		暖月			全室あり	_							
												全室あり	_	,	置各自、)
								テレビ	アン	ノテ	ナ端子	全室あり	り	(設	置各目、	放送	契約と	: 料金貨	担も各国)
.,,					/ 					A-6-4 —								±= m /		
共		同			便		所			筃月			1. 2//	. Lette		(部男女)
共		司			浴		室		浴		10	+>1	大 指	3槽:	1		份	(械浴:	2	\
										20	の共用	なし	(<u> </u>	/ i	· ~ .	+ t-B)
食							堂	兼 併設加		la (あり	なし		,	クティ	ヒナイ	、 <i>つ</i>)	υ 	个探)
								1 开	也改	20			- TITL -)
そ	0	他	0	共	用	施	設	あり			(機削 ンオ	ヒ訓練室、 ヾール、ゔ	埋き	美谷至 ンジ(、談話(3箇所	コーナ)、相	一、「 談室	レクリニ	エーショ)
H	レ	^	ં	1		タ	_	あり			2	基								
消		防			設		備	自動生	火災	報	知設備	: あり	火災	泛通報	装置:	あり	スプ	リンク	ラー:	あり
緊	急	西	乒	出		装	置	居室	:	č	あり	便所:	đ	あり	浴室	: ;	あり	脱衣室	室:	あり
3 従	業者に関	オスュ	車項					-												
	別の従業				その単	油 終 形 前 務 形 前	<u> </u>													
I								の勤務	形創	33										
			-			, ·)//·//		-74.474	常			非性	常勤			堂 斮	 換算			
	J	職種				\	実人数	事従	_		専従	専従		専従	合計	一人	数数		兼務状況	等
		管理	理者	(施詞	設長)			1	-		3,70	472			1人	1.	0			
	生活相	談員						2	\neg						2人	2.	0			
	看護職		直接	雇用				7				5			12人					
-	看護職											1			1人	10.	0			
	介護職							39				4			43人		_			
-	介護職	員:	派遣										 		0人	41.	0			
	機能訓							3			1				4人	3.	5	(株)ハイ	メディック	、他施設兼務
	計画作	成担	当者					3							3人	3.	0			
	栄養士							2							2人	2.	0		外部委託	業者
	調理員							2							2人	2.	0		外部委託	業者
1 L	事務員							2							2人	2.	^	1		

14

17人

10. 4

40 時間

その他従業者

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数

③-1 介護職員の資格								
資格	延べ	常	勤	非	常勤			
其 俗	人	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士		34		1				
実務者研修		3		1				
介護職員初任者研修		3		2				
介護支援専門員								
たん吸引等研修 (不特定)								
たん吸引等研修 (特定)						/		
資格なし								
③-2 機能訓練指導員の資格	•							
1/1×1/2	延べ	常	勤	非	常勤			
資格	人	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士		1	1					
作業療法士		2						
言語聴覚士								
看護師又は准看護師								
あん摩マッサージ指圧師								
はり師又はきゅう師								
③-3 管理者(施設長)の資格						·護支援	 専門員、介護	福祉士
④ 夜勤・宿直体制								
配置職員数が最も少ない時間帯				20 時	0 分	~ 23	3 時 0	 分
上記時間帯の職員配置数				介護職員		以上		1 人以上
⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者	者の)	人数等	ļ				じのため記え	
	実	常	計勤	非常	常勤	A 71	常勤換算	Marke He See
職種	人数	専従	非専従	専従	非専従	合計	人数	兼務状況
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
⑤-1 介護職員の資格	•		•	•		ع 1 –	同じのため記	
Yher hale	延、	常	勤	非行	常勤			
資格	ベ人	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	/ (
実務者研修								
介護職員初任者研修								
介護支援専門員								
たん吸引等研修(不特定)								
たん吸引等研修(特定)						ر ا		
資格なし								
⑤-2 機能訓練指導員の資格				<u> </u>	(3	<u>2</u> 2	同じのため言	
Mark to	延		計勤	非常	 常勤			
資格	ベ		非専従	専従	非専従			
	人	専従	か守促	1 1/L	71 1 VC			
理学療法士	人	导化	乔寺 從	4 KC	71 G 1/C			
理学療法士 作業療法士	人	- 导化	并导促	7/10	71 976			
	人	- 导 化	升导促	4 K	71 476			

Ī	Z. \\ \phi \left \fr \	<u> </u>	-		Ι	-					
	柔道整復師		_			-					
	あん摩マッサージ指圧師		_			-					
	はり師又はきゅう師)/. k 10 / 245	#*L.1/7. ///	·\	[四十八本]					1 7	r
مالد عالد			: り (常勤換算) の利用者数 1.7 人								
征 亲	:者の職種別・勤続年数別人数(本事			T	- 1144 🗆	11. 7	.n =\r \ \ \	사고 실수 생님	******	31 T	/A - IS I I I I I I I I I
	勤続年数	職種	職員		職員		目談員		東指導員		作成担当者
	- Fra L. N.	常勤	非常勤	.,,	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1年未満	1	1	7	1			2			
	1年以上3年未満	1 -	1	2	2			1		1	
	3年以上5年未満	5	4	30	1	2		1		2	
	5年以上10年未満										
	10年以上		_			_	_			_	
	合計	7	6	39	4	2	0	4	0	3	0
4 +	ナービスの内容										
提供	· ・するサービス										
	食事の提供サービス							あり	(委託)
	食事介助サービス							あり			
	入浴介助サービス							あり			
	排せつ介助サービス							あり			
	口腔衛生管理サービス							あり			
	居室の清掃・洗濯サービス等家事援	動サービス						あり			
	相談対応サービス							あり			
	 健康管理サービス(定期的な健康診	*断実施)						あり			
	服薬管理サービス	.,,,,						あり			
	金銭管理サービス							なし			
	定期的な安否確認の方法	各居室の	こ応じ ⁻ D為、』 ベッド+	て、巡[必要な] サイド	回頻度? 方には ⁻ 及びト-	を増や センサー イレ、	します。 ーマッ 各浴室	、 ト等の機器 及びトイし	器を設置い ンに緊急コ ンョンにて	ールを設置	置し、介護、
	施設で対応できる医療的ケアの内容	(消化管) ※上記では ます。 ・事業者に の他必要を	ュリング ラマー スクラス スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ スタイプ アイ・マー・アイ スタイプ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	か接種 尿が医 者場 ま場合 で	・胃 ーン 的ケアの 病気又に よ、入り	・ I V D頻度 よ負傷 B者の	H や対象 ^注 等によ 主治医:	者数によっ り検査や注 又は事業者	ってはお受 台療が必要	けできない となった [‡] 療機関、	引・ストーマ い場合があり 易合、又はそ その他必要に
	医療機関との連携・協力	•									
		JCH0す	京新宿	゚゚゚゚メディ	ィカルも ⁵ 町 5 −		求めに応じ	た診療な			
	協力医療機関(1)	協力の		● 診 内・ 容療の シー・ ・ ● 施	科・外科 歯 外科・ の受療機 の の の の の の の の の の の の の	神科・別れ、健児への入り、機関まった。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	腺外科・泌 科・リハビ の対応 ・	尿器科・産婦 リテーション 入院の受け入 n		・耳鼻咽喉科・原ンドがある場合)

	カ イL	医连头上扩充		<u> </u>						
	名称	医療法人社団	四名聞会 足工	立東クリニック						
	所在地	東京都足立区	区谷中1-17	7 一 7 1 階						
	急変時の相談	–	あり	事業者の求めに応じた診療あり						
協力医療機関(2)	協力の内容	・往診によ ・入院先病 ●施設から医 約12Km	固別に訪問診療! る診療 ・居宅症 院への情報提供 療機関までの距	に関する契約を締結する方〉 療養管理指導 ・緊急時電話連絡						
	名称	医療法人社団	団済会 え∂	タクリニック東大前						
	所在地	東京都文京区	区向丘2-2-6							
	急変時の相談	** **	あり	事業者の求めに応じた診療 あり						
協力医療機関(3)	協力の内容	・往診による ・入院先病院 ●施設から医療 約0Km	: 個別に訪問診療 診療 ・居宅療養 への情報提供 機関までの距離	京に関する契約を締結する方〉 養管理指導 ・緊急時電話連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	名称	医療法人社団	目さくら慈愛会	会 アイみらいクリニック眼科						
	所在地	東京都豊島区池袋2-59-2 クレール池袋404								
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応じた診療 あり						
協力眼科医療機関	協力の内容	約6.9Km	機関までの距離	者負担となります。						
**************************************	有無	なし								
新興感染症発生時に連携 する医療機関	名									
	所在地	医病法上共豆		マニンクルナフック						
	名称			家デンタルオフィス						
	所在地 急変時の相認	I	ၖ北大塚1-11- あり	15 事業者の求めに応じた診療 あり						
協力歯科医療機関	協力の内容	●施設から医療 約4.2Km	歯科診療 ・ロ腺 機関までの距離 ・る費用は、入居							

●当ホームでは、下記要件全てに該当する場合には医療機関による「(在宅)定期訪問診療」を受けることができます。
「(在宅)定期訪問診療」とは、寝たきりや身体の不自由なために通院が困難な方々に対し、診療所の医師や看護師等がご自宅や施設にお伺いし、総合的な在宅療養計画に従って診療を行うことをいいます。受診いただく医療機関の選択は、ご入居者様・ご家族様の自由選択ですが、「在宅訪問診療」を依頼できるのは、「在宅療養支援診療所(病院)」に限られます。
具体的な「在宅療養支援診療所(病院)」は文京区役所の「介護保険課」や「文京区医師会」でも情報が得られます。
なお、協力医療機関の内「医療法人社団名聞会 足立東クリニック」「医療法人社団同済会 えみクリニック東大前」が「在宅療養支援診療所」に該当します。

医療機関はお客様に任意でご選択いただけます。「(在宅)定期訪問診療」についての詳しい内容(診療内容、費用等)は、当該各医療機関にお問い合わせの上、ご相談、ご契約をお願いします。

介護保険	加算サービス等	
	個別機能訓練加算	あり
	夜間看護体制加算	あり
	看取り介護加算	あり(Ⅱ)
	協力医療機関連携加算	あり
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	あり(I) 要支援のみサービス提供体制強化加算 I を算
	介護職員等処遇改善加算	あり(I)
	入居継続支援加算	あり(I)
	テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし
	生活機能向上連携加算	なし
	若年性認知症入居者受入加算	なし
	ADL維持等加算	あり
	科学的介護推進体制加算	あり
	高齢者施設等感染対策向上加算	なし
	生産性向上推進体制加算	あり(I)
	口腔・栄養スクリーニング加算	なし
	退院・退所時連携加算	あり
	退去時情報提供加算	あり
	人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり
	短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の何	 固別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談:	会の開催	あり (年 2 回予定)
	入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	
自費による	るショートステイ事業	あり

	年齢	65歳以上
	要介護度	要介護認定の要支援、要介護の方、自立の方
	医療的ケア	「施設で対応できる医療的ケアの内容」欄参照 常時医療機関等において治療を必要としない方
入居の条件	認知症	可、著しい自傷他害の恐れがない方
	その他	・入居契約書、管理規定等の内容を了承し、複数入居者による共同活を営むことに概ね支障がない方 ・入居契約に定めることを承諾し、事業者の運営方針に賛同できる
身元引受人等の条件、義務等	携ホ23め4に5も6人7遅8しー・・る・サ・の・を・滞・てム原ホもホー身とホ要身な入履と則一の一ビ元し一求元く居行協とムとムス引まムで引ホ者の議しはしはの受すはき受一が	、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康状態なら 提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。 人は入居者がお亡くなりになられた場合の遺体及び遺留金品の引受けを行
体験入居	利用期間 利用料金 その他	原則7泊8日 1泊16,500円 (宿泊代・食事代・介護サービス料・消費税込み) 介護保険の適用はございません。原則お一人1回まで。
入院時の契約の取扱い	ことができま 長期契約の方	・ わたった場合でも入居契約が存続しますので、退院後は入院前の居室に戻す。 は、管理費と厨房運営費のみかかります。 方は、家賃相当額の費用と管理費・厨房運営費がかかります。
	虐待防止対策	策検討委員会の定期的な開催 (年 4 回)
高齢者虐待防止のための取組の状況	定期的な研修	多の実施 (年 2 回)
	担当者の役取	
	身体的拘束等	等適正化検討委員会の開催 (年 4 回)
	定期的な研修	多の実施 (年 2 回)
		得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動 行為(身体的拘束等)を行うこと
	身体的拘束	を行う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊なし

身体的拘束等の適正化のための取組の状況		入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限しませられただし、緊急をむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態及記録し、2年間保存をする。で家族の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合は、これを開示します。【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合】①切迫性:本人または他入居者の生命・身体が危険にさらされるで能性が著しく高い場合②非代替性:身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護力法がない場合(③ま代替性:身体拘束その他行動制限が一時的会」で検討するか「自動制限が一時のである」で表述ない場合(3一時で・③に該出するか「自意を得入・家族への説明・同意身体拘束の内容、目前を入り、事体が表し、記録は2年保管する。②記録入居記載をし、記録は2年保管する。③最小限の実施・早期の解除身体拘束を実施している期間のモニタリングの徹底、要件に該当るかの再検討、定期的なケアカンファを実施し、入居者の状態・解除方法の検討を行う。
**************************************	職員に対する周知の 定期的な研修の実施	
業務継続計画の策定状況等	定期的な訓練の実施	(年2回)
	定期的な業務継続語	計画の見直し あり

	事業者からの契	2約解除	(事業者による契約解除) 1. 事業者は、入居者が次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来に渡って維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、本契約を解除することができるものとします。 ①入居者による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合。 ②入居者が正当な理由なく契約開始日までに入居金を支払わなかった場合。 ③入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業者との信頼関係に支障をきたした場合。 ④入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に違反し、事業者が改善の見込みがないと判断した場合。 ⑤小居者の行動が事業者、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、事業者がこの行動を防止できないと判断した場合。 ⑥地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって継続的なホーム運営が困難になった場合。 ②前項第の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって継続のホーム運営が困難になった場合。 2. 事業者は、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとします。 ①前項第①号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。 ②前項第②号から第⑦号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。但し、この場合には、事業者は、入居者及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。 ③入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者、そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確保について協力するものとします。 ④前項第⑤号及び第⑦号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。
	=##+) > lool > 7		
安介	護時における居 一時介護室への	室の住み替えに関する事 ¹ 28動	唄
	叫儿咬土	判断基準・手続	1 .00
		利用料金の変更	
		前払金の調整	
		従前居室との仕様の変更	
	その他の居室の		あり
		判断基準・手続	「 ご利用者の身体的状況により居室移動をされた方が適切な介護・看護支援が出来る と判断した場合、経過観察期間を設けた上、医師の助言を得て、ご本人・身元引受 人への説明・同意を得て行います。
		利用料金の変更	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
		入居一時金の調整	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
		従前居室との仕様の変更	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
	他のホームへの	転居	あり ㈱ハイメディックが運営する有料老人ホーム
		判断基準・手続	ご利用者の身体的状況により居室移動をされた方が適切な介護・看護支援が出来る と判断した場合、経過観察期間を設けた上、医師の助言を得て、ご本人・身元引受 人への説明・同意を得て行います。
		利用料金の変更	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
		入居一時金の調整	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
		従前居室との仕様の変更	居室タイプが同タイプの場合:なし 居室タイプが異なる場合:あり
			·

苦情	対応窓口												
	窓口の名称1		当	該ホー	ム窓口(トラスト	ガー	-デン本統	郷) 生活	5相	談員		
		電話番号	03-	-5805-	7420								
		対応時間	!	9:00	~ 18:0	00 (曜	日不問)		
	窓口の名称2		本	社窓口	涉外担当	当							
		電話番号	03-	-5354–	6081								
		対応時間	,	9:00	~ 17:0	00 (平日)		
	窓口の名称3		文	京区	介護保険認	果							
		電話番号	03-	-5803-	1389								
		対応時間	,	9:00	~ 17:0	00 (平日)		
賠償	責任保険の加入	•		あり	保険	色の名称	親 :	e償責任 [·]	保険(損	害保	険ジャ	パン株式	会社)
利用	者等の意見を把	握する体制、第三者	による評	戸価の 浄	E施状況等								
	アンケート調査	で、意見箱等利用者の	意見等を	と把握す	する取組				あり	J			
	東京都福祉サー	-ビス第三者評価の実	施					なし	結果の位	表		な	L
	その他機関によ	る第三者評価の実施						なし	結果の位	表		な	L
5 <i>7</i>	人居者												
	度別・年齢別入			平;		88. 7	が		入居者数	合計	· :	100 人	
	年齢		介護度	自立	要支援1		_		要介護 2	要分	介護 3	要介護4	要介護 5
	65歳未満						+						1
	6 5 歳以上 7 5	歳未満						2			1	1	1
	75歳以上85	歳未満				1		2	1		2	5	2
	85歳以上			3	9	5	;	16	10		14	12	12
		合計		3	9	6	;	20	11		17	18	16
入居	継続期間別入居	者数					·		•				
	入居期間			6月未	満 6月以 1年未	上 1年 満 5年	以上 未満	5年以 10年末	.上 10年月 長満 15年月	以上	15年以	人上	合計
	入居者数				8	11	48	;	26	4		3	100
男女	別入居者数			男性:	;	21 人		女性:		79	人		
入居	率(一時的に不	在となっている者を	含む。)					85	% (定員	員に対	対する	入居者数)	
直近	1年間に退去し	た者の人数と理由											
		理由			人数				理由			,	人数
	自宅・家族同居					2		この他の福 E等へ転居	祉施設・高	齢者信	主		
	介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム) /	~転居				医	医療機関へ	の入院				
	介護老人保健施設、	〜転居					死	艺亡					21
	介護療養型医療施	設へ転居					そ	の他					
	他の有料老人ホー	ムヘ転居				2	2	退=	去者数合計	ŀ			25
6 禾	川用料金												
	*************************************		なし			F	9						
	明内細訳					<u> </u>	<u>· </u>						
	支払日・支払力												
	解約時の返還		-										
敷金			なし										
	金額					円	※ 退	是去時に滞	納家賃及び	居室の	の原状回	回復費用を除	き全額返還する。
	<u> </u>												

家賃	及びサービスの対価					Г		([
	プラン	の名称		前払金	月額利用料		koke wara atta	(内訳)		\(\lambda_1 + \frac{1}{2} \\ \lambda_1 + \frac{1}{2} \\ \lambda_1 + \frac{1}{2} \\ \lambda_2 + \frac{1}{2} \\ \lambda_1 + \frac{1}{2} \\ \lambda_2 + 1										
						家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費										
			91歳以上	21, 100, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			88~90	26, 400, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			85~87	31, 600, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
													80~84	36, 900, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む
			75~79	42, 200, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
		ABCタイプ	70~74	47, 500, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			69	52, 800, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			68	58, 000, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
				67	63, 300, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む									
			66	68, 600, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
	長期プラン		65歳以下	73, 900, 000円	348, 750円	0	159, 500	99, 000	90, 250	管理費に含む										
	K _M , J J J		91歳以上	21, 100, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			88~90	26, 400, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
				85~87	31, 600, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む									
			80~84	36, 900, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			75~79	42, 200, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
		DEFタイプ	70~74	47, 500, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			69	52, 800, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			68	58, 000, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			67	63, 300, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			66	68, 600, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
			65歳以下	73, 900, 000円	368, 220円	0	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										
	月払いプラン	ABCタイプ		0円	788, 750円	440, 000	•	<u> </u>		管理費に含む										
	/1 Jan 2 / 2	DEFタイプ		0円	808, 220円	440, 000	178, 970	99, 000	90, 250	管理費に含む										

			月額単価(円)×想定居住期間(月) により算出
			(月額単価の説明)
			入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として、長期にわたって受領する家賃 相当額 第中根拠及び第中基準
		26 L. A	算定根拠及び算定基準 ・①「1か月の家賃相当額×想定居住期間(返還対象分)」+②「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(非返還対象分)」
		前払金	※ 入居者が利用する居室及び共用施設等の費用として長期に渡って受領する家賃相当額で、 地域不動産の相場と部屋の広さ等を考慮に入れて算出しております。※ 想定居住期間は、厚生労働省が発表する「簡易生命表」等に記載された入居者の平均余命等を勘 案して算出します。
			入居一時金に占める割合は、返還対象部分が85%、非返還対象部分が15%です。 ※(想定居住期間) 91歳以上48ヶ月,88~90歳60ヶ月,85~87歳72ヶ月,80~84歳84ヶ月,75~79歳96ヶ 月,70~74歳108ヶ月,69歳120ヶ月,68歳132ヶ月,67歳144ヶ月,66歳156ヶ月,65歳以下168ヶ月
			(想定居住期間の説明)
	各 料		厚生労働省が発表する「簡易生命表」等に記載された入居者の平均余命等を勘案して算出しております。
	代金の内訳・明細	家賃	①月払いプラン 月額440,000円 入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として受領する家賃。(家賃、内装工 事費、修繕費、什器備品等を基礎として、近傍家賃を勘案して算出。) ②長期プラン なし。前払金として一括受領。
		管理費	施設等の維持管理費、事務費、生活サービス等に係る人件費、リネンリース代、消耗品費、光熱水費ほか
		介護費用	 ・週40時間換算で、要介護者2名に対して常勤換算1名以上の職員体制を取っています。 ・この料金は、合理的な積算根拠に基づいて算出されており、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当されるものです。 ・自立の場合は上乗せ介護費は非該当となり、緊急時対応、健康管理サービス、入退院時、入居時のサービスに係る人件費、居室清掃、居室管理サービスなどの介護サービス等の一覧表に基づくサービスを提供する為の費用として別途自立支援費99,000円(1名/月)がかかります。 ※上乗せ介護費・自立支援費は利用日数に応じ請求させていただきます。
			※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
		食費	朝食 432※ 円・昼食 702 ※ 円・夕食 869 円 間食 162 ※ 円
			1日当たり 2,165 円 × 30日で積算 ※軽減税率適用
			厨房管理運営費 25,300円(1名/月)
			(食事をキャンセルする場合の取扱いについて)
		Joseph P. Her	3日前迄に欠食届けを提出し欠食した場合、厨房管理運営費を除く食事代を返還します。
		光熱水費	管理費に含む。
	短期利用		1日当たり 実施なし 円 ^{利用料の} 実施なし

支払日・ 支払方法	入居に際して、入居者は重要事項説明書及び管理規定に定める入居一時金を、契約 始日までに事業者にお支払い頂きます。
償却開始日	契約開始日
返還対象としない額	あり 長期プランの場合 入居一時金の15% 月払プランの場合 なし
	位置づけ 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入 の家賃等に充当
契約終了時の返還金の算定方式	(1) 月次償却=(入居一時金-非返還対象分)÷入居一時金償却期間(月数)(小数点以下切捨て) 月次償却日割分=月次償却÷30(小数点以下切捨て) (2) 端数精算金=入居一時金-月次償却×入居一時金償却期間(月数) ※端数精算金は、償却期間開始月に充当するものとします。 (3) 返還金=(入居一時金-非返還対象分)-{(月次償却日割分×入居日から その月の末日までの日数)+(月次償却×入居翌月から退去前月までの月数) +(月次償却日割分×退去月初日から退去日までの日数)} 一端数精算金 「入退去月は日割り精算」
	期間:3か月 起算日:入居した日
短期解約(死亡退去含む)の返還金 の算定方式	入居日から起算して3ヶ月以内において契約が終了した場合は、上記の規定にかかれず、以下の方法で返還金を算出します。 (入居一時の返還) 目的施設の1日当りの利用料=月払いプラン1ヵ月の家賃相当額×0.85÷30(小数点以切捨て) 返還金=受領済の入居一時金ー(居室明け渡し日までの利用日数×目的施設の1日当りの利用料)ー通常の使用に伴い生じた居室損耗を除く現状回復費用 (月額利用料の返還) 目的施設の月額利用料1日分=月額利用料(上乗せ介護費+食費+管理費)÷30 返還金=受領済の月額利用料ー(居室明け渡し日までの利用日数×目的施設の月額料1日分) 別途、介護保険一割、二割または三割負担分はご負担いただきます。
返還期限	契約終了日から 90 日以内
保全措置	あり 保全先: 株式会社りそな銀行 (入居一時金信託契約)
その他留意事項	株式会社ハイメディックが入居者より受領した入居一時金は、あらかじめ契約で定た予定償却期間のうち残存する額又は五百万円のいずれか低い金額について、株式 社ハイメディックがりそな銀行の信託による保全措置を行います。
利用料の取扱い	
支払日・ 支払方法	入居契約書に定めます
その他留意事項	特になし

単位:円

(30日換算・自己負担1割の場合)

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	66, 360	6, 636
要支援 2	113, 400	11, 340
要介護 1	196, 160	19, 616
要介護 2	220, 230	22, 023
要介護3	245, 740	24, 574
要介護 4	269, 080	26, 908
要介護 5	294, 240	29, 424

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	あり	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	なし	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり(I)	
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり	
入居継続支援加算	あり	
生活機能向上連携加算	あり	
若年性認知症入居者受入加算	あり	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	なし	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院・退所時連携加算	なし	対象者のみ
退去時情報提供加算	なし	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

- (1) ホーム所在地の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案するものとします。
- とします。 (2) 改定に際して、事業者は入居者及び身元引受人に対して、事前に告知するものとします。

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。 【料金プランの一例】 プランの名称 長期プランABCタイプ (80~84歳) 単位:円 入居準備費用 敷金 前払金 月額利用料 0 33, 900, 000 348, 750 0 ※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。 7 入居希望者等への事前の情報開示 入居契約書の 形 入居希望者に交付 財務諸表の要旨 入居希望者に公開 管 理 規 程 入居希望者に交付 財務諸表の原本 入居希望者に公開

その他開示情報

添付書類:

収

支

計

事

介護サービス等の一覧表

書

画

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

入居希望者に公開

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。						
_	年	月	日			
署名						

説明年月日				
	年	月	日	
説明者職・日				
職				
署名				

なし

別 添		1	介護サービス等の) 一 覧 表		重要事項説明書
	自	立	要	支援1•2	要	足介護1~5
	一時金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
 <介護サービス>	ロジッーに入		/ コロスイリアルイト 日 む リ 一 仁 人		/ 1 現代リカイト 日 む リ 一 巨 人	
O巡回			4 🖾 🕟 🗆	<u> </u>	4 E N I	
·昼間 6:00~21:00 ·夜間 21:00~6:00			1回以上 1回以上		1回以上 1回以上	
)食事介助			必要に応じ見守りまたは介助		必要に応じ見守りまたは介助	
)排泄介助			必要に応じ誘導、 見守りまたは介助		必要に応じ誘導、 見守りまたは介助	
 Dおむつ交換			必要に応じ適宜		必要に応じ適宜	
)))おむつ代			2.女に心し過点	実費	20女に心し廻且	
) D D D D D D D D D D			<u></u>	週3回以上の場合	週2回	
•清拭				2,200円/1回		2,200円/1回
• 介助 ****				2,200円/1回		2,200円/1回
·特浴介助 O身辺介助				4,400円/1回		4,400円/1回
<u> </u>			_		必要に応じ適宜	
・居室からの移動			必要に応じ見守りまたは介助		必要に応じ見守りまたは介助	
・衣類の着脱・身だしなみ介助	<u> </u>	<u>—</u>	必要に応じ見守りまたは介助 必要に応じ見守りまたは介助	<u>—</u>	必要に応じ見守りまたは介助 必要に応じ見守りまたは介助	
		7,150円/40分		計画を超える場合		計画を超える場合
O機能訓練		10,725円/60分 ※40分または60分を超える 毎に 繰り上げて請求します	個別機能訓練計画 通り実施	7,150円/40分 10,725円/60分 ※40分または60分を超える毎に 繰り上げて請求します	個別機能訓練計画 通り実施	7,150円/40分 10,725円/60分 ※40分または60分を超える毎1 繰り上げて請求します
D通院介助(協力医療機関)	※ 1	——————————————————————————————————————	随時 1	——————————————————————————————————————	随時	
				30分/看護職を除くスタッフ		30分/看護職を除くスタッフ
D通院介助 (上記以外)	※ 1		※ 1	1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	※ 1	1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
)緊急時対応						
緊急コール	24時間対応		24時間対応		24時間対応	
)アクティビティ※2	施設全体に提供する物	実費	施設全体に提供する物	実費	施設全体に提供する物	実 費
<生活サービス> D居室清掃	週2回	3回以上1,320円/1回	週2回	3回以上1,320円/1回	週2回	3回以上1,320円/1回
つリネン交換※3	週1回	2回以上1,320円/1回	週1回	2回以上1,320円/1回	週1回	2回以上1,320円/1回
O日常の洗濯 O本人希望による居室配膳・下膳	ー ー ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	クリーニングは実費 990円/1回	週2回	クリーニングは実費 990円/1回	週2回 東業者が必要と判断した場合	クリーニングは実費
フ本人布室による店至配語・N語 D嗜好に応じた特別食	事果有か必安と刊断しに場合 	990円/1回 別途、ご相談	事業者が必要と判断した場合	990円/1回 別途、ご相談	事業者が必要と判断した場合	990円/1回 別途、ご相談
)理美容		実費		実費		実費
		30分/スタッフ 1名に付1,320円		30分/スタッフ 1名に付1,320円		30分/スタッフ 1名に付1,320円
O外出時の同行	_	(交通費実費) ※30分を超える毎に	_	(交通費実費) ※30分を超える毎に	_	(交通費実費) ※30分を超える毎に
		繰り上げて請求します		繰り上げて請求します		繰り上げて請求します
O買物代行 (通常の利用区域)※4	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に	週1回指定日	2回以上30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に
〇買物代行 (上記以外の区域)※4		繰り上げて請求します 30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		繰り上げて請求します 30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		繰り上げて請求します 30分/スタッフ 1名に付1,320円 (交通費実費) ※30分を超えるご毎に 繰り上げて請求します
	一時金及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び 月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
○役所手続き代行※5		30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		30分/1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
		(木り上げ) 同れしより		株り上げて耐水しより		株グエリて耐水しより
D金銭·預金管理			※ 6	_	※ 6	
(健康管理サービス>					<u> </u>	
)定期健康診断 	年2回 随時	<u>—</u>	年2回 随時	<u> </u>	年2回 随時	-
)健康相談)服薬支援	随時 必要時に応じて実施					
)生活リズムの記録	必要時に応じて実施		通時 随時		随時	
(排便・睡眠等) 	シダ ^は で心して 天心		NG H红	-	いでって	
D生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	必要時	—	随時	_	随時	
つ医師の往診		実費		実費	_	実費
<入退院時、入院中のサービス>						
)移送サービス	※ 1		随時		随時	
ン入退院時の同行 (協力医療病院)	※ 1		随時		随時	
		30分/看護職を除くスタッフ		30分/看護職を除くスタッフ		30分/看護職を除くスタッフ
O入退院時の同行 (上記以外)※5,7		1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		1名に付2,200円 看護職3,300円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
)入院中の洗濯物交換・買物※5,7			週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回	2回目以降及び協力医療機関以 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
O入院中の見舞い訪問※5,7			週1回	2回目以降及び協力医療機関以外 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します	週1回	2回目以降及び協力医療機関以 30分/スタッフ 1名に1,320円 (交通費実費) ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します
		1泊2日1名あたり3,080円		1泊2日1名あたり3,080円	_	1泊2日1名あたり3,080円
		30分/スタッフ 1名に付1320円		30分/スタッフ		30分/スタッフ 1名に付1320円
<その他サービス>※9		1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します		1名に付1,320円 (交通費実費)※7 ※30分を超える毎に 繰り上げて請求します

スタッフの手配状況により、お受けできない場合があります

※1 緊急性がある場合のみ対応

17 / 18 ページ

^{※2} 内容によって、事前にご了解を得て、別途費用のご負担をいただく場合があります。

^{※3} 汚染等による交換は2回目以降でも無料となります

 ^{※3} 汚染等による交換は2回目以降でも無料となります
 ※4 入居者又は身元引受人は、原則として、購入を希望する物品を記載した書面をホームに提出して買い物代行を依頼します。ホームは、依頼書を受けた入居者について、当該文書により依頼内容を確認し、承認する場合は遅滞なく買物を代行します。ホームは、依頼された買物を終えた場合は、入居者又は身元引受人に報告し、これらの者に対し購入した物品を引き渡すものとします。
 ※5 原則はご家族にてお手配をお願い致します。やむ得ない場合に当社にて対応させて頂く場合の費用になります(交通費は別途実費負担)
 ※6 金銭・預金管理は行いませんが、立替金制がございます。
 ※7 協力医療機関は無料、協力医療機関以外は料金をいただきます。
 ※8 ご家族等が一時的にご入居者居室に滞在することができるサービスです。尚、食事は含まれません。お食事等は3日前までのお申込みで、実費分をいただきます。また、ホスピスケアルームへご入居されている方のお看取りの際は無料となります。
 ※9 「その他サービス」は別途相談させていただきます。明らかに個人の嗜好、こだわり、希望等により対応が必要となる場合、上記の金額+実費分をいただきます。個別でのご対応が定期的に必要となる場合はその他サービスとして、上記の金額をいただきます。
 通常の環境整備を超える対応(衣替えや模様替え、片付け等)、定期的な個別対応のお散歩付き添い等は記載の料金を頂きます。

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該当に○		備考
安定	的・継続的な居住の確保のための項目				
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	O 適合		不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	不 ・ 適 合	非該当	
緊急	- 時の安全確保のための項目				
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項 に規定する検査済証が交付されているか。	適合		不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置 を設置しているか。	適合		不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	適合	不 ・ 適 合	非該当	年2回実施
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	O 適合		不適合	
入居	者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目				
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合		不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	O 適合		不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	O 適合		不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	0 適合	•	不適合	年2回実施
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	O 適合		不 適 合	
入居	者の財産を保全するための項目				
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	不 ・ 適 合	非該当	保全先:株式会社りそな銀行(人居一時金信託契約)
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	O 不 適 合	非該当	初期償却率:15%
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	O 適合	不 · 適 合	非該当	

[※] 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。

[※] 不適合の項目については、<u>その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入</u>すること。